

議員提出議案第10号

コンビニ交付サービスを活用した罹災証明書の交付を求める意見書

上記の議案を提出する。

令和2年10月14日

提出者	12番	高木 信明	16番	うてな 英明
	20番	伊藤 よしのり	21番	筒井 たかひさ
	22番	秋本 とよえ	28番	中江 秀夫
	30番	中村 しんご	31番	江口 ひさみ
	32番	くぼ 洋子	33番	黒柳 じょうじ
	37番	米山 真吾		

葛飾区議会議長 平田 みつよし 殿

コンビニ交付サービスを活用した罹災証明書の交付を求める意見書

気候変動に伴う台風や豪雨等による大規模な水害などが近年頻発し、激甚化する自然災害に効果的・効率的に対応するため、情報通信技術（ICT）による新たなサービスを活用することが、社会基盤の構築のために重要である。さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により、災害と感染症の複合的な発生といった事態が現実になりはじめ、今後、深刻度を増すことが懸念されるようになったことで、ICTの重要性が一層高まっている。

地方自治体は、災害対策基本法第90条の2に基づき、自然災害（風水害、地震、津波等）などにより家屋などが破損した場合、その程度を判定し証明する罹災証明書を発行しなければならないが、その証明書の申請も交付も、現状は被災者が区市町村の窓口に出向かなければならない。災害時の移動は困難を極める上、地方においては役所まで車で数十分以上かかる場合もある。さらに災害時には担当窓口の人手不足も想定されることに加え、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点からも、クラスターを発生させないため、来庁者を減らすことが重要である。

よって、本区議会は政府に対し、下記の措置を講じられるよう強く求めるものである。

記

- 1 全国5万か所以上のキオスク端末（マルチコピー機）が設置されたコンビニエンスス

トアのコンビニ交付サービスを活用して、罹災証明書を交付できるようにすること。

2 マイナンバーを活用した罹災証明書のマイナポータル等での申請については、地方自治体はその利用を希望すれば、申請はすぐに実施できる現状について、早急に国民へ周知・徹底を行うこと。

3 マイナンバーを活用した「被災者台帳」を全国の地方自治体で作成できるよう推進すること。

4 被災者台帳システム未整備の地方自治体が共同利用できるシステム基盤を構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。